

香川県報



号外 8

平成 17 年

3月29日(火曜日)

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真鍋 武 紀

香川県規則第四十号

香川県消費者保護条例施行規則の一部を改正する規則

香川県消費者保護条例施行規則（昭和五十年香川県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県消費生活条例施行規則

第一条中「香川県消費者保護条例」を「香川県消費生活条例」に改める。

第二条中「第七条の二」を「第十八条」に改める。

第三条から第五条までを削る。

第六条の見出しを「（あつせん又は調停の開始）」に改め、同条中「委員会」を「香川県消費生活審議会（以下「審議会」という。）」に、「第十七条第一項」を「第二十七条

第一項」に、「調停」を「あつせん又は調停」に改め、同条を第三条とする。

第七条第一項中「第十九条第三項」を「第二十八条第三項」に、「委員会」を「審議会」に改め、同条第二項中「第十九条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同条を第四条とする。

第八条の見出し中「調停」を「あつせん又は調停」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「第十九条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「委員会」を「審議会」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

審議会は、あつせんに係る消費者苦情について当事者間で解決される見込みがないと認めるときその他あつせんを続行する必要がないと認めるときは、あつせんを打ち切るることができる。

第八条に次の一項を加え、同条を第五条とする。

4 審議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

一 第一項の規定によりあつせんを打ち切ったとき。

規 則

目 次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

●香川県消費者保護条例施行規則の一部を改正する規則	（県民参画課）	一
●香川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	四
●職員の職務発明に関する規則の一部を改正する規則	（総務学事課）	六
●香川県災害対策本部規則の一部を改正する規則	（危機管理課）	七
●知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則	（法務文書課）	九
●香川県行政組織規則の一部を改正する規則	（人事・行革課）	二二
●組織改正に伴う関係規則の整備に関する規則	（ 〃 ）	二三
●食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則	（健康福祉総務課、障害福祉課、生活衛生課）	一七
●香川県健康増進センター規則を廃止する規則	（ 〃 ）	一四
●香川県立保育専門学院学則の一部を改正する規則	（子育て支援課）	二
●薬事法施行細則の一部を改正する規則	（薬務感染症対策課）	一七
●高等技術学校規則の一部を改正する規則	（労働政策課）	二
●香川県都市公園規則の一部を改正する規則	（都市計画課）	二
●香川県文化会館使用料規則の一部を改正する規則	（教育委員会）	二
●企業管理規程		
●香川県府中ダム操作規程の一部を改正する規程		

規 則

香川県消費者保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

二 第二項の規定により調停を打ち切つたとき。

三 前項の規定により調停が打ち切られたものとみなされたとき。

第九条の見出しを、「(あつせん又は調停の終了)」に改め、同条中「委員会」を「審議会」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「成立した」を「成立し、又は調停案が受諾された」に改め、同条第二号中「前条第一項」を「前条第二項」に、「が打ち切られ、」を「を打ち切り、」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条を同条第二項とし、同条を第一項として次の一項を加える。

審議会の行うあつせんは、次の各号のいずれかに該当するときは、終了するものとする。

一 あつせんに係る消費者苦情について当事者間で解決したとき。

二 前条第一項の規定によりあつせんを打ち切つたとき。

第九条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(あつせん及び調停の手続の非公開)

第七条 審議会の行うあつせん及び調停の手続は、公開しない。

第十条中「委員会」を「審議会」に、「前条」を「第六条」に、「調停」を「あつせん又は調停」に改め、同条を第八条とする。

第十一条中「第六条」を「第三条」に、「委員会」を「審議会」に、「調停」を「あつせん又は調停の手続」に、「委員長」を「審議会の会長」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(消費者の利益侵害に対する措置申出書)

第十条 条例第三十条第一項の規定による申出は、消費者の利益侵害に対する措置申出書(第一号様式)により行うものとする。

第十二条中「第二十四条第二項」を「第三十七条第二項」に、「別記様式」を「第二号様式」に改め、同条を第十一条とする。

別表一の項中「第七条の二第一号」を「第十八条第一号」に改め、同項イ中「役務」を「サービス」に、「販売」を「取引」に改め、同項ト中「販売」を「取引」に改め、同項ヲを削り、同項ル中「販売」を「取引」に、「役務」を「サービス」に改め、同項中ルをヲとし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 契約の締結についての消費者の拒否の意思表示にもかかわらず、又はその意思表示の機会を与えることなく、電子メールその他の電気通信を利用して一方的に反復して広告宣伝等を送信することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

別表一の項ヨ中「販売」を「取引」に改め、同表二の項中「第七条の二第二号」を「第十八条第二号」に改め、同項チを削り、同表三の項中「第七条の二第三号」を「第十八条第三号」に改め、同項中へを削り、トをへとし、同表四の項中「第七条の二第四号」を「第十八条第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

五 条例第十八条第五号に該当する行為

イ 供給事業者等(商品等を供給する事業者又はその取次店等実質的にこれを提供する者をいう。以下同じ。)の行為が条例第十八条第一号若しくは第二号に掲げるいずれかの行為に該当することを知らながら、又は信用の供与に係る加盟店契約に基づく関係その他の提携関係にある供給事業者等を適切に管理していればこれを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為

ロ 商品の購入若しくは使用又はサービスの利用のための資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けようとする消費者等と、執ように与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為

ハ 商品の購入若しくは使用又はサービスの利用に伴って消費者が受ける信用の供与が当該消費者の返済能力を著しく超えることが明白であるにもかかわらず、そのような与信契約等を締結させる行為

ニ 与信契約等を締結した場合において、当該与信契約等に係る商品等を供給する者に対して生じている事由をもつてする消費者の正当な根拠に基づく対抗にもかかわらず、正当な理由なく電話し、又は訪問する等の不当な方法を用いて、当該与信契約等に基づく債務の履行を迫り、又は当該債務を履行させる行為

別記様式(表面)中「第12条関係」を「第11条関係」に、「香川県消費者保護条例第24条第1項」を「香川県消費者保護条例第57条第1項」に改め、同表三(裏面)中「香川県消費者保護条例」を「香川県消費者保護条例」に、「第24条」を「第57条」に、「第7条、第7条の3又は第23条」を「第11条、第16条第2項、第19条又は第26条」に改め、同様式を第二号様式とし、同様式の前に次の一様式を加える。

第1号様式(第10条関係)

(日本工業規格A列4番)

消費者の利益侵害に対する措置申出書

年 月 日

香川県知事

殿

申出者 住 所
(〒)

ふりがな
氏 名

電話番号() -

香川県消費生活条例第30条第1項の規定により、次のとおり消費者の利益侵害に対して必要な措置をとられるよう申し出ます。

1 申出に係る事業者

氏名又は名称	
住所又は主たる事務所の所在地	
法人にあつてはその代表者の氏名	

2 消費者の利益が害され、又はそのおそれがあることの具体的な内容

3 措置を求める内容

4 その他参考となる事項

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十一号

香川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

香川県個人情報保護条例施行規則（平成十七年香川県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

職員の職務発明に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十二号

職員の職務発明に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務発明に関する規則（昭和六十年香川県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条を第二十条とし、第十六条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（登録補償金の額等の改正についての協議）

第十九条 知事は、第十条又は第十一条の規定を改正しようとするときは、あらかじめ、職員と協議を行うものとする。

第十五条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十三条第一項の規定による異議申立てに関する事項

第十五条第三項中「命じ、又は委嘱する」を「任命する」に改め、同条を第十六条とし、

同条の次に次の一条を加える。

（退職後に判明した職務発明の取扱い）

第十七条 職員がその在職期間中にした職務発明については、当該職務発明をしたことが当該職員の退職後に判明した場合であっても、第二条から前条までの規定を適用する。

この場合において、第四条第一項及び第三項、第五条第三項並びに第八条第二項中「所属長」とあるのは、「当該職務発明をした当時の所属の長」と読み替えるものとする。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。（異議申立て等）

第十三条 発明者は、第十条の規定により県から支払われた登録補償金の額又は第十一条の規定により県から支払われた実施補償金の額に異議があるときは、当該登録補償金又は実施補償金の支払を受けた日から起算して六十日以内に、知事に対し、異議申立書（第四号様式）を提出することができる。

2 知事は、前項の規定による異議申立書の提出があつたときは、当該発明者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第一号様式に注として次のように加える。

注 発明者が退職している場合にあつては、「所属」の欄には住所及び職務発明をした当時の所属を、「職氏名」の欄には氏名及び職務発明をした当時の職名を記入してください。

注 発明者が退職している場合にあつては、「所属」の欄には住所及び職務発明をした当時の所属を、「職氏名」の欄には氏名及び職務発明をした当時の職名を記入してください。

第二号様式に注として次のように加える。

注 発明者が退職している場合にあつては、「発明者の所属職氏名」の欄には、その氏名並びに職務発明をした当時の所属及び職名を記入してください。

注 発明者が退職している場合にあつては、「所属」の欄には住所及び職務発明をした当時の所属を、「職氏名」の欄には氏名及び職務発明をした当時の職名を記入してください。

第三号様式に注として次のように加える。

注 発明者が退職している場合にあつては、「所属」の欄には住所及び職務発明をした当時の所属を、「職氏名」の欄には氏名及び職務発明をした当時の職名を記入してください。

注 発明者が退職している場合にあつては、「所属」の欄には住所及び職務発明をした当時の所属を、「職氏名」の欄には氏名及び職務発明をした当時の職名を記入してください。

注 発明者が退職している場合にあつては、「所属」の欄には住所及び職務発明をした当時の所属を、「職氏名」の欄には氏名及び職務発明をした当時の職名を記入してください。

注 発明者が退職している場合にあつては、「所属」の欄には住所及び職務発明をした当時の所属を、「職氏名」の欄には氏名及び職務発明をした当時の職名を記入してください。

第三号様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式(第13条関係)

年 月 日

香川県知事 殿

発 明 者
所 属
職 氏 名

異 議 申 立 書

職員の職務発明に関する規則第13条第1項の規定により、次のとおり登録補償金(実施補償金)の額について異議を申し立てます。

- 1 異議申立てに係る補償金の種類及び額
- 2 異議申立てに係る登録補償金(実施補償金)の支払を受けた年月日

年 月 日

- 3 異議申立ての理由

注 発明者が退職している場合にあつては、「所属」の欄には住所を、「職氏名」の欄には氏名を記入してください。

附 則

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第十三条及び第十八条の規定は、この規則の施行の日以後にした特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、育成者権又は品種登録を受ける権利（以下「特許権等」という。）の承継に係る登録補償金及び実施補償金について適用し、同日前にした特許権等の承継に係る登録補償金及び実施補償金については、なお従前の例による。

香川県災害対策本部規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十三号

香川県災害対策本部規則の一部を改正する規則

香川県災害対策本部規則（昭和三十八年香川県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第五条第四項中「危機管理監」を「防災局長」に改める。

別表第一総務部の部中「総務部危機管理課」を「総務部防災局危機管理課」に、「政策部県民参画課」を「本部長の指定する課」に改め、同表情報班の部中「総務部危機管理課」を「総務部防災局危機管理課」に改める。

別表第二総務部の部危機管理班の項中「総務部危機管理課」を「総務部防災局危機管理課」に改め、同項の次に次のように加える。

総務班	総務部総務課	1 県税の減免等に関する事。
-----	--------	----------------

別表第二環境森林部の部環境管理班の項中「2 飲料水の衛生の確保に関する事。」

を「2 飲料水の衛生の確保に関する事。」に改め、同部廃棄物対策班の項1中

を「3 海上散乱ごみ等の処理対策に関する事。」に改め、同部健康福祉部の部健康福祉総

務班の項中8を9とし、7を8とし、「6 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十

六号）の適用に関する事。」を「6 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の適用に関する事。」に改め、同部長寿社会対策班の項中「2 介護老人保健施設の災

害応急対策に関する事。」を「2 介護老人保健施設の災害応急対策に関する事。」

に改め、同部子育て支援班の項中「2 婦人保護施設及び母子福祉施設の災害応急対策に

関すること。」を「2 婦人保護施設及び母子福祉施設の災害応急対策に関する事。」

に改め、同部障害福祉班の項中「2 被災者の精神保健に関する事。」を「2 被災者

の精神保健に関する事。」に改め、同表農政水産部の部農政班の項中1を削り、2

を1とし、3を2とし、4を3とし、同部農業経営班の項中2を削り、3を2とし、同表

土木部の部港湾班の項2中「高潮対策」を「風向、風速、潮位及び高潮の情報収集」に改

め、同部都市計画班の項1及び2中「都市施設（下水道施設）」を「都市計画施設（他課所

管のもの）」に改め、同項3を削り、同部建築班の項1中「被災建物」の下に「及び被災宅

地」を加え、同表水道部の部水道班の項中「1 水道施設の災害応急対策に関する事。」

を「1 水道施設の災害応急対策に関する事。」に改め、同表教育部の部総務班の項中

を「2 災害時の応急給水に関する事。」に改め、同表教育部の部総務班の項中

を「3を4とし、2を3とし、1 教育関係義援金に関する事。」を「1 教育関係義援

金に関する事。」に改め、同部教育班の項1中「教育関係施設」を「県

設の災害応急対策に関する事。」に改め、同部保健体育班の項中「2 学校給食対策」を

「2 学校給食対策」に改め、同部保健体育班の項中「2 学校給食対策に関する事。」を

「3 県立体育施設の災害応急対策に関する事。」に改め、同項の次に次のように加える。

2 学校給食対策に関する事。

3 県立体育施設の災害応急対策に関する事。

に改め、同項の次に次のように加える。

2 学校給食対策に関する事。

3 県立体育施設の災害応急対策に関する事。

生涯学習 習班	教育委員会事 務局生涯学習 課	1 社会教育施設の災害応急対策に関すること。
------------	-----------------------	------------------------

別表第二教育部の部文化行政班の項中「1 文化財の災害応急対策に関すること。」を

「1 文化財の災害応急対策に関すること。」

に改める。

2 県立文化施設の災害応急対策に関すること。」

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十四号

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和五十九年香川県規則第二号）の一部を次のように改正する。

「第67条 法人ノ業務ハ主務官庁ノ監督ニ屬ス

第二号機材（裏面）中 主務官庁ハ法人ニ対シ監督上必要ナル命令ヲ発スルコトヲ得

主務官庁は何時ニテモ職権ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ状

「（法人の業務の監督）

第67条 法人の業務は、主務官庁の監督に属する。

況ヲ検査スルコトヲ得」

3 主務官庁は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の状

況を調査することができる。

」に改める。

況を調査することができる。」

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十五号

香川県行政組織規則の一部を改正する規則

香川県行政組織規則（昭和三十六年香川県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総務部の項中「、危機管理課」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、危機管理に関する事務を総合的に処理させるため、総務部に防災局を置き、当該局に危機管理課を置く。

第三条県民参画課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「保護」を「利益の擁護及び増進」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条中「の分掌事務」を「（防災局危機管理課を除く。）の分掌事務」に改め、同条危機管理課の項を削り、同条に次の一項を加える。

2 防災局危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 危機管理の企画及び総合調整に関すること。

二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第百二十三号）の施行に関すること。

三 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の施行に関すること。

四 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防組織法（昭和二十二年法律第百二十六号）の施行に関すること。

五 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の施行に関すること。

六 国民保護法制に関すること。
七 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の施行に関すること。
八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号）の施行に関すること。
九 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の施行に関すること。
十 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百五十五号）の施行に関すること。
十一 電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）及び電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）の施行に関すること。
十二 自衛隊に関すること。
十三 防災行政無線、防災ヘリコプター及び防災情報システムに関すること。
十四 消防学校に関すること。
十五 その他消防、防災及び危機管理に関すること。
第五条環境・水政策課の項中第五号から第八号までを削り、第九号を第五号とし、第十号から第十四号までを四号ずつ繰り上げ、第十五号を削り、第十六号を第十一号とし、第十七号を第十二号とし、同条みどり整備課の項第一号中「森林及び緑化」を「みどりの整備」に改め、「企画及び調整並びに」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「及び林道」を「林道及び造林」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「造林及び」を削り、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号中「森林及び林業」を「みどりの整備」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、同号の前に次の三号を加える。
十一 緑化の推進及び県民参加の森林づくりに関すること。
十二 自然公園に関すること。
十三 県民いこいの森野営場及び大川山野営場に関すること。
第五条みどり保全課の項第一号及び第二号を次のように改める。
一 みどりに関する施策の企画及び調整に関すること。
二 地域森林計画に関すること。
第五条みどり保全課の項中第三号を第十号とし、第二号の次に次の七号を加える。

三 林地開発行為の許可に関すること。
四 保安林に関すること。
五 前三号に掲げるもののほか、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の施行に関すること（みどり整備課の所掌に属するものを除く）。
六 みどり豊かでつるおいのある県土づくり条例（平成十四年香川県条例第二号）の施行に関すること。
七 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の施行に関すること。
八 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の施行に関すること。
九 希少野生生物の保護に関すること。
第五条廃棄物対策課の項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。
四 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の施行に関すること。
第六条健康福祉総務課の項第十八号中「及び健康増進センター」を削る。
第七条第二項にぎわい創出課の項中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。
一 イベント及び大会等の誘致及び支援に関すること。
第八条農業経営課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十三号中「地域農業改良普及センター」を「農業改良普及センター」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とし、同条農村整備課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、同条水産課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。
第九条土木監理課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げる。
第十一条第五項中「監察主幹、技術調整主幹」を「検査主幹」に、「主席専門技術員、専門監察員」を「主席専門指導員、主席指導員、専門検査員」に、「専門技術員及び監

「警員」を、「及び主任専門指導員」に改め、同条第七項中、「危機管理監」を削る。

第十二条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十四項中、「監察主幹、技術調整主幹」を、「検査主幹」に、「主席専門技術員、専門監察員」を、「主席専門指導員、主席指導員、専門検査員」に、「専門技術員及び監察員」を、「及び主任専門指導員」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とする。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

組織改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十六号

組織改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(香川県森林センター規則の一部改正)

第一条 香川県森林センター規則(昭和二十九年香川県規則第二十号)の二部を次のように改正する。

第三条第二号を次のように改める。

一 副主幹

第三条中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 主席指導員

第四条第一項中、「所務」を、「センターの業務」に、「所属職員」を、「所属の職員」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中、「主席専門技術員」を、「主席指導員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 副主幹、主任主査及び主査は、上司の命を受けて、特定の業務を処理する。

第四条第四項中、「業務」を、「業務」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中、「事務」を、「業務」に改め、同項を同条第五項とする。

第五条中「事務」を、「センターの業務」に、「関して」を、「ついて」に改める。

(香川県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 香川県職員の職の設置に関する規則(昭和三十二年香川県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

本庁の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、第十九号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 検査主幹

本庁の項中第二十号及び第二十一号を削り、第二十二号を第二十号とし、第二十三号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げ、第二十六号を第二十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十五 主席専門指導員

二十六 主席指導員

本庁の項中第二十七号を次のように改める。

二十七 専門検査員

本庁の項中第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号とし、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 主任専門指導員

本庁の項中第三十二号及び第三十三号を削り、第三十四号を第三十二号とし、第三十五号から第三十九号までを二号ずつ繰り上げる。

出先機関の項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 防災・監督主幹

出先機関の項中第四十一号を削り、第四十号を第四十一号とし、第十九号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号を第十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

十八 主幹

出先機関の項中第五十一号を削り、第五十二号を第五十一号とし、第五十三号から第五十七号までを一号ずつ繰り上げる。

(香川県土木事務所規則の一部改正)

第三条 香川県土木事務所規則（昭和三十八年香川県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

- 第一条第一項の表香川県長尾土木事務所の項中「維持課 建設第一課 建設第二課」を「道路課 河川港湾課 砂防課 開発課」に改め、同表香川県高松土木事務所の項中「維持課 建設第一課 建設第二課 都市整備課」を「道路第一課 道路第二課 河川砂防課 都市港湾課」に改め、同表香川県坂出土木事務所の項中「香川県坂出土木事務所」を「香川県中讃土木事務所」に改め、同表香川県善通寺土木事務所「を「香川県中讃土木事務所」に、維持課 建設第一課 建設第二課」を「管理課 道路第一課 道路第二課 河川港湾課 砂防課」に改め、同表香川県善通寺土木事務所の項を削り、同表香川県西讃土木事務所の項中「維持課 建設第一課 建設第二課」を「道路課 河川港湾課 砂防課」に改め、同条第二項の表香川県坂出土木事務所の項中「香川県坂出土木事務所」を「香川県中讃土木事務所」に改める。
- 第二条第一項中、「第六号」を「第六号」に、「もの」を「ものを、香川県中讃土木事務所にあつては第九号及び第十一号から第十五号までに掲げるもの」に改め、同条第三項から第六項までを次のように改める。
- 道路課、道路第一課及び道路第二課の分掌事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、香川県高松土木事務所にあつては、第三号から第七号までに掲げるものを除く。
 - 道路の工事に係る調査、設計及び施工に関すること。
 - 道路の管理に係る調査、指導及び監督に関すること。
 - 都市施設（下水道を除く。以下同じ。）の工事に係る調査、設計及び施工に関すること。
 - 都市施設の管理に係る調査、指導及び監督に関すること。
 - 下水道の工事に係る調査、設計及び施工に関すること。
 - 下水道の管理に係る調査、指導及び監督に関すること。
 - 他課の所掌に属しない土木工事の設計及び施工に関すること。
 - 河川港湾課の分掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - 河川、海岸及び港湾の工事に係る調査、設計及び施工に関すること。
 - ダム建設工事の調査、設計及び施工に関すること（香川県長尾土木事務所にあつては、開発課の所掌に属するものを除く。）。

- 河川、海岸及び港湾の管理に係る調査、指導及び監督に関すること。
- 雨量及び水位の調査並びに水防に関すること。
- 公有水面の埋立工事の監督に関すること。
- 災害復旧助成工事及び災害関連工事の調査、設計及び施工に関すること。
- 河川砂防課の分掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - 河川、海岸、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止の工事に係る調査、設計及び施工に関すること（春日川改修事業所の所掌に属するものを除く。）。
 - ダム建設工事の調査、設計及び施工に関すること（桜川ダム建設事務所の所掌に属するものを除く。）。
 - 河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る調査、指導及び監督に関すること。
 - 公有水面の埋立工事（河川及び海岸に係るものに限る。）の監督に関すること。
 - 雨量及び水位の調査並びに水防に関すること。
 - 災害復旧助成工事及び災害関連工事の調査、設計及び施工に関すること（春日川改修事業所の所掌に属するものを除く。）。
- 砂防課の分掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - 砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止の工事に係る調査、設計及び施工に関すること。
 - 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る調査、指導及び監督に関すること。
- 第二条第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。
 - 都市港湾課の分掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - 都市施設及び港湾の工事に係る調査、設計及び施工に関すること。
 - 都市施設及び港湾の管理に係る調査、指導及び監督に関すること。
 - 下水道の工事に係る調査、設計及び施工に関すること。
 - 下水道の管理に係る調査、指導及び監督に関すること。
 - 公有水面の埋立工事の監督に関すること（河川砂防課の所掌に属するものを除く。）。
 - 他課の所掌に属しない土木工事の設計及び施工に関すること。

8 開発課の分掌事項は、五名ダム再開発建設工事の調査、設計及び施工に関することとする。

第七条を第八条とする。

第六条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「主幹、副主幹」を「防災・監督主幹、主幹、副主幹」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加え、同条を第七条とする。

6 春日川改修事業所長は、所長の命を受けて春日川河川激甚災害対策特別緊急工事に關する事務を掌理し、所屬職員を指揮監督する。

第五条中第十二号を第十四号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加え、同条を第六条とする。

六 春日川改修事業所長

七 防災・監督主幹

第四条の次に次の一条を加える。

(春日川改修事業所)

第五条 春日川河川激甚災害対策特別緊急工事に關する事務を処理させるため、香川県高松土木事務所に春日川改修事業所を置き、当該事業所に総務用地課及び工事課を置く。

2 総務用地課の分掌事項は、次のとおりとする。

一 春日川河川激甚災害対策特別緊急工事に係る用地の買収及び物件その他の補償に關すること。

二 買収用地の所有権移転登記に關すること。

3 工事課の分掌事項は、春日川河川激甚災害対策特別緊急工事の調査、設計及び施工に關することとする。

(香川県土地改良事務所規則の一部改正)

第四条 香川県土地改良事務所規則(昭和三十九年香川県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 防災・監督主幹
第四条第四項中「主幹、副主幹」を「防災・監督主幹、主幹、副主幹」に改める。

(香川県精神保健福祉センター規則の一部改正)

第五条 香川県精神保健福祉センター規則(昭和四十二年香川県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条第二号を次のように改め、同条を第二条とする。

二 次長

第四条第二項を次のように改め、同条を第三条とする。

2 次長は、所長を補佐する。

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

(庁舎管理規則の一部改正)

第六条 庁舎管理規則(昭和四十六年香川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表十六の項を次のように改める。

十六 香川県食肉衛生検査所、香川県中讃土木事務所	香川県中讃土木事務所長
--------------------------	-------------

別表二十八の項を次のように改める。

二十八 香川県中讃土地改良事務所、香川県中讃農業改良普及センターその他香川県仲多度合同庁舎にある機関	香川県中讃土地改良事務所長
--	---------------

(香川県長柄ダム操作規則の一部改正)

第七条 香川県長柄ダム操作規則(昭和四十八年香川県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「香川県坂出土木事務所長」を「香川県中讃土木事務所長」に改める。

(香川県林業事務所規則の一部改正)

第八条 香川県林業事務所規則(昭和五十五年香川県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第五条第一項中「所務」を「上司の命を受けて事務所業務」に改め、同条第二項中「事務」を「業務」に改め、同条第三項中「受けて」を「受けて」に改め、同条第四項中「事務」を「業務」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「事務」を「業務」に改め、同項を同条第五項とする。

第六条を削る。

第七条中「事務」を「事務所の業務」に改め、同条を第六条とする。

(香川県田万ダム操作規則の一部改正)

第九条 香川県田万ダム操作規則(平成二年香川県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「香川県坂出土木事務所長」を「香川県中讃土木事務所長」に、「執らなければ」を「とらなければ」に改める。

(香川県小豆総合事務所規則の一部改正)

第十条 香川県小豆総合事務所規則(平成十四年香川県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「保全課、建設課」を「道路課、河川港湾課」に改める。

第二条第十二項第八号中「含む」を「含み、土木部の所管に属するものに限る」に改め、同条第十三項及び第十四項を次のように改める。

13 道路課の分掌事項は、次のとおりとする。

一 道路及び都市施設の工事に係る調査、設計及び施工に関する事。

二 道路及び都市施設の管理に係る調査、指導及び監督に関する事。

三 その他他の課及び室の所掌に属しない土木工事の設計及び施工に関する事。

14 河川港湾課の分掌事項は、次のとおりとする。

一 河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止及び港湾の工事に係る調査、設計及び施工に関する事(土木部の所管に属するものに限る。)

二 ダム建設工事の調査、設計及び施工に関する事(開発課の所掌に属するものを除く。)

三 河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び港湾の管

理に係る調査、指導及び監督に関する事(土木部の所管に属するものに限る。)

四 雨量及び水位の調査並びに水防に関する事。

五 公有水面の埋立工事の監督に関する事(土木部の所管に属するものに限る。)

六 公共土木施設の災害復旧助成工事及び災害関連工事の調査、設計及び施工に関する事。

第三条中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 防災・監督主幹

第四条第五項中「主幹、副主幹」を「防災・監督主幹、主幹、副主幹」に改め、同条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十七号

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第一条 食品衛生法施行細則(昭和三十三年香川県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中

「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に香川県知事に対して審査請求をすることができます。」

「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。」

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算

<p>して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。</p> <p>答の略</p> <p>(香川県健康増進センター規則の一部を改正する規則) (昭和三十四年三月二十九日)</p> <p>表十一 叩 雑 係 中</p> <p>「なお、この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に香川県知事に対して異議申立てをすることができます。」</p> <p>「なお、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。」</p> <p>答の略</p> <p>(香川県健康増進センター規則の一部を改正する規則) (昭和三十四年三月二十九日)</p> <p>表十二 叩 雑 係 中</p> <p>「この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に香川県知事に対し審査請求をすることができます。」</p> <p>「この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。」</p> <p>答の略</p> <p>表十三 叩 雑 係 中</p> <p>「(教示) この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌</p>	<p>日から起算して60日以内に、香川県知事に対し、審査請求をすることができます。</p> <p>「(教示) この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後、香川県を被告として提起することができます。」</p> <p>答の略</p> <p>表十四 叩 雑 係 中</p> <p>「この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後、香川県を被告として提起することができます。」</p> <p>答の略</p> <p>表十五 叩 雑 係 中</p> <p>「この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌</p>
<p>日から起算して60日以内に、香川県知事に対し、審査請求をすることができます。</p> <p>「(教示) この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後、香川県を被告として提起することができます。」</p> <p>答の略</p> <p>表十六 叩 雑 係 中</p> <p>「この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後、香川県を被告として提起することができます。」</p> <p>答の略</p> <p>表十七 叩 雑 係 中</p> <p>「この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌</p>	<p>香川県健康増進センター規則を廃止する規則を公布する。平成十七年三月二十九日</p> <p>香川県知事 真 鍋 武 紀</p> <p>香川県健康増進センター規則(昭和五十二年香川県規則第二十号)を廃止する。昭和五十二年四月一日から施行する。</p> <p>香川県立保育専門学院学則の一部を改正する規則を公布する。平成十七年三月二十九日</p> <p>香川県知事 真 鍋 武 紀</p> <p>香川県立保育専門学院学則の一部を改正する規則</p> <p>香川県立保育専門学院学則(昭和五十一年香川県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。</p>

第三条の次に次の一条を加える。

(課程及び学科)

第三条の二 学院に教育・社会福祉専門課程を置く。

2 教育・社会福祉専門課程に保育学科を置く。

第四条中「百人」を「各学年五十人」に改める。

第九条中「第四条第三号」を「第四条」に、「文部科学大臣において条例第四条第一号に該当する者と同等以上の資格を有すると認定した」を「学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九条第一号から第四号まで若しくは第七十七条の五各号のいずれかに該当する」に改める。

第十一条第二項を次のように改める。

2 前項の試験に合格した者は、院長の指定する日までに、入学金を納付しなければならぬ。

第十一条に次の一項を加える。

3 院長は、前項の入学金を納付した者に対し、入学を許可する。

附 則

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日に現に香川県立保育専門学院に在学している者は、この規則の施行の日から改正後の第三条の二第二項に規定する保育学科に在学するものとする。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県規則第五十号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和三十九年香川県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「(政令第十五条の四第一項第二号に掲げる事務に係るものを除く。)」を削り、同項ただし書中、「同条第二項」を「政令第八十条第二項」に改め、同条第二項を削る。

第四条中「第三十条第二項又は第三項」を「第百四十六条第二項又は第三項」に改め、同条ただし書中「第六条」を「第五十一条」に改める。

第十三条第一項中「第八条第三項ただし書」を「第七条第三項ただし書」に改める。

第十六条第二項中「第三十八条第二項第一号」を「第百五十七条第二項第一号」に改める。

第十七条第一項中「よこし」を「汚し」に改め、同条第二項中「第三十八条第二項第一号」を「第百五十七条第二項第一号」に改める。

第十九条を次のように改める。

(管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出済証の交付の申請)

第十九条 法第三十九条の三第一項の規定による管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出をした者は、当該届出をした旨を証する書面の交付を受けようとするときは、管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証交付申請書(第九号様式)を営業所の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない。

本則に次の一条を加える。

(管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出済証の交付等)

第二十条 保健所長は、前条の規定による申請があつたときは、管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証(第十号様式。以下「届出済証」といふ。)を交付する。

2 前項に規定する届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を営業所の見やすい場所に掲示するものとする。

第二号様式中「第8条第3項ただし書」を「第7条第3項ただし書」に、「すでに」を「別に」に改める。

第三号様式中「第8条第3項ただし書」を「第7条第3項ただし書」に、「許可する」を「許可し得る」に改める。

第九号様式を次のように改める。

第9号様式（第19条関係）（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証交付申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

薬事法第39条の3第1項の規定により、管理医療機器の販売業（賃貸業）の届出をしたので、届出済証の交付を申請します。

届 出 年 月 日	年 月 日
営業所	名 称
	所 在 地

第10号様式（第20条関係）（日本工業規格A列4番）

届出番号 第 号

管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証

氏 名

〔法人にあつて〕
は、その名称

営業所の名称

営業所の所在地

薬事法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業（賃貸業）の届出をした者であることを証明します。

年 月 日

香川県 保健所長

印

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

高等技術学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第五十一号

高等技術学校規則の一部を改正する規則

高等技術学校規則（昭和四十二年香川県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「教務課」を削る。

第四条総務課の項中第八号を第十四号とし、第七号の次に次の六号を加える。

八 生徒の募集、入学、退学及び卒業に関する事項

九 生徒の健康管理、福利厚生及び生活指導に関する事項

十 短期課程の普通職業訓練に関する事項（他課の所掌に属するものを除く。）

十一 職業訓練の実施に関し必要な調査研究に関する事項

十二 事業主等の行う職業訓練に関し、当該事業主等に対して情報及び資料を提供する等の援助に関する事項（他課の所掌に属するものを除く。）

十三 事業主等の行う職業能力検定に関し、事業主等に対して施設を使用させる等の援助に関する事項（他課の所掌に属するものを除く。）

第四条教務課の項を削る。

第十六条中「香川県立丸龜高等技術学校総務課」を「高等技術学校の総務課」に改める。

第十七条第一項中「香川県立丸龜高等技術学校校長（以下この条及び第十九条において「丸龜学校長」という。）」「を」「校長」に改め、同条第三項及び第四項中「丸龜学校長」を「校長」に改める。

第十八条中「別表第一 第一表 使用料の部 二 公の施設の使用料香川県立丸龜高等技術学校の項」を「別表第一 第一表 使用料の部 二 公の施設の使用料高等技術学校の項」に改める。

第十九条中「丸龜学校長」を「校長」に改め、同条第三号中「香川県立丸龜高等技術学

校」を「高等技術学校」に改める。

別表第二中

社会保険制度実務講習	千円
パソコン講習（基礎）	二千円
パソコン講習（応用）	二千円
カウンセリング技法講習	二千円

を

簿記講習	六千円
社会保険制度実務講習	二千円
パソコン講習（基礎）	三千円
パソコン講習（応用）	三千円
カウンセリング技法講習	四千元
キャド技術講習（基礎）	二千円
キャド技術講習（応用）	五千元
デザイン技術講習	四千元
塗装技術講習	四千元
造園技術講習（基礎）	七千元
造園技術講習（応用）	一万二千元

に改める。

第二号様式中「~~丸龜高等技術学校校長~~」を「~~丸龜高等技術学校校長~~」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県規則第五十二号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和三十九年香川県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第六条の次に次の四条を加える。

（保管した工作物等に係る揭示）

第六条の二 条例第九条の二第二項第一号の規定による揭示は、法第二十七条第四項の規定による工作物等の保管を始めた後直ちに、栗林公園に係るものにあつては栗林公園観光事務所の、香東川公園に係るものにあつては香東川公園管理事務所の、土器川公園に係るものにあつては土器川公園内管理棟の、坂出緩衝緑地に係るものにあつては坂出緩衝緑地管理事務所の、香川県総合運動公園（以下「総合運動公園」という。）に係るものにあつては香川県総合運動公園管理事務所の、香川県立丸亀競技場（以下「丸亀競技場」という。）に係るものにあつては香川県立丸亀競技場管理事務所の、瀬戸大橋記念公園に係るものにあつては瀬戸大橋記念館の、さぬき空港公園に係るものにあつてはさぬき空港公園管理事務所の、その他の都市公園に係るものにあつては当該都市公園内の揭示場において行うものとする。

（保管工作物等一覧簿）

第六条の三 知事は、条例第九条の二第二項第一号の規定による揭示を行うときは、保管工作物等一覧簿（第十号様式の二）を栗林公園に係るものにあつては栗林公園観光事務所、坂出緩衝緑地及び瀬戸大橋記念公園に係るものにあつては瀬戸大橋記念館に、総合運動公園に係るものにあつては香川県総合運動公園管理事務所、丸亀競技場に係るものにあつては香川県立丸亀競技場管理事務所、さぬき空港公園に係るものにあつてはさぬき空港公園管理事務所、その他の都市公園に係るものにあつては当該都市公園の所在地を所管する土木事務所にそれぞれ備え置いて、一般の閲覧に供するものとする。

（保管した工作物等の売却）

売却については、香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号）の定めるところにより行うものとする。

（工作物等を返還する場合の手続）

第六条の五 知事は、法第二十七条第四項の規定により保管した工作物等（同条第六項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等（同条第五項に規定する所有者等という以下同じ。）に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書（第十号様式の三）と引換えに返還するものとする。

第十四条の三第一項中「香川県総合運動公園（以下「総合運動公園」という。）」を「総合運動公園」に改める。

第十六条第一項中「香川県立丸亀競技場（以下「丸亀競技場」という。）」を「丸亀競技場」に改める。

第二十一条第一項第二号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第三号様式から第六号様式までの規定中「~~第五号様式~~」を「~~第五号様式~~」に改める。
第十号様式の次に次の二様式を加える。

第10号様式の2（第6条の3関係）

（日本工業規格A列4番）

保管工作物等一覧簿

整理 番号	保管した工作物等			保管した工作物等が 放置されていた場所	除却した 日 時	保管を始めた 日 時	保管の場所	備 考
	名称又は種類	形状又は特徴	数量					

第10号様式の3 (第6条の5関係)

(日本工業規格A列4番)

受 領 書

年 月 日

殿

返還を受けた者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

次のとおり工作物等(を売却した代金)の返還を受けました。

返還を受けた年月日		
返還を受けた場所		
返 還 を 受 け た 工 作 物 等	名称又は種類	
	形状又は特徴	
	数 量	
(返還を受けた金額)		

第十四号様式中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県文化会館使用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第五十三号

香川県文化会館使用料規則の一部を改正する規則

香川県文化会館使用料規則（昭和四十一年香川県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

（一）の表中「二百四十二席」を「二百三十三席」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

企業管理規程

香川県府中ダム操作規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県企業管理規程第一号

香川県府中ダム操作規程の一部を改正する規程

香川県府中ダム操作規程（平成十五年香川県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の（一）の項中「香川県坂出土木事務所」を「香川県中讃土木事務所」に改める。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日印刷発行

印刷発行所

香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています